

## 二一 ポーランドの民事訴訟法

### ヴィットルト・ブローニーヴィツチ

- 一 ポーランド民事訴訟法の歴史
- 二 民事訴訟法の構造と体系
- 三 訴訟主体
  - 一 裁判所
  - 二 訴訟関係人
- 四 手続
  - 一 手続の開始
  - 二 本案の審理
  - 三 判決
  - 四 上訴
  - 五 確定判決の取消し
- 五 むすび

## 一 ポーランド民事訴訟法の歴史

数世紀にわたって発展してきたポーランドの民事及び刑事の裁判手続は、中世にその起源を見ることができ、その発展の初期においては、裁判手続はもっぱら慣習法という形で発展してきた。この初期の裁判手続に関しては、一三、一

四及び一五世紀の裁判記録並びに法書からそれを知ることができる。このような古ポーランドの裁判手続の法規定は、カジミール大王によって、一四世紀中頃、初めて、断片的だが、その自治法規の中にとり入れられたのであった。その後、ジイギスムント二世の治世下の一五三三年には、ジェイム(ポーランド)議全が、「formula processus」(訴訟規則)という

ラテン語の名称の法律を可決した。この法律は一一一の条文からなっており、訴訟法を全体的に規定することを試みたものであった。この法律は、わずかに補充されただけで、一八世紀の終りまで適用され、さらに一部の地域ではその後も継続して効力を有していた。この法律は断片的な性質をもっていたので、我々は、今日、一七世紀及び一八世紀のラテン語及びポーランド語で書かれた数多くの裁判記録、並びにコンメンタール、そして手引書からこの訴訟手続を知ることができる。なお、注目すべきことは、十八世紀において、民事訴訟が法学の文献において独立の分野として取り扱われ始めたということである。

前述の訴訟法は、ポーランド貴族が使用したひとつの貴族法であった。それは、原則的にはポーランド固有の法であるが、極めて稀な場合には外国法——たいていはローマ法——をモデルとしたものであった。さらにここで十分に注意しなければならぬのは、当時のポーランドにおける貴族は支配階層であったということである。貴族は、土地の大部分を所有し、国家の高官や官吏は貴族の中から出ていた。しかも、貴族は数の上でもかなり大きな階層で、人口の約一〇%をしめており、それどころか、若干の地方においては、貴族階層は人口の二〇%にまでもなっていたのである。

一三世紀、ポーランドでは、ドイツ人による植民が始まった。それは、ドイツ法を基礎とした都市及び村落の建設によるものであった。そのドイツ法は、とりわけザクセン・シュビーゲルとマクデブルガー地域法 (Magdeburger Weichbild) という二つの法書の中に書きしるされたものであった。つまり、この頃ポーランドでは、ドイツ法の継受がなされたのである。——これは実体法だけでなく訴訟法も含んでいた。この継受されたドイツ法は、実務や王の命令によってドイツ法とは異なる多くの特徴を受け入れた。そしてそれ以降、この法はポーランド法とみなされることになった。一五三五年には、この法はラテン語に翻訳され、公にされた。そして、ジイギスムント二世の命令に基づき現行法として効力を有することになった。ポーランドにおいてこの法は、一八世紀の終りまですべての都市で、また農民に対しても適用されたのである。

一八世紀の終わりに、クローネ(すなわち、固有のポーランド)とリトアニアを含む当時のポーランド国家は、ロシア、プロイセンそしてオーストリーによって行われた分割の結果、国家としての存続ができなくなった。プロイセンとオーストリーの分割地区では、即座にプロイセンとオーストリーの訴訟法が導入された。それに対して、ロシアの分割地区で

は、古ポーランド法が維持され、ロシア訴訟法の導入は、このポーランド法と平行する形で始まった。

一八〇六年、プロイセンがナポレオン軍に敗れた後、プロイセンの分割地区へナポレオン皇帝指揮下のフランス軍が進入して来た。そして、この分割地区の一区画からワルシャワ大公国が形成された。ワルシャワ大公国では、一八〇六年からフランス法、とりわけフランス民事訴訟法の継受が行われたのである。ナポレオンの皇帝転落後は、一八一五年のウィーン会議で、ワルシャワ大公国とオーストリー分割地区の一区画からなるポーランド王国が形成された。しかし、このポーランド王国は、人的同君連合によってロシアと統合されることになった。ポーランド王国では、一八七五年までフランス民事訴訟法が適用されたが、その後は一八六四年のロシア民事訴訟法にとってかわられた。このロシアの民事訴訟法は、ロシア帝国に併合されたポーランド地域では、すでに古くから適用されていたものである。また、その後プロイセンの分割地区では、一八七七年のドイツ民事訴訟法が、そしてオーストリーの分割地区では、一八九五年のオーストリー民事訴訟法が導入された。つまり、一九一八年のポーランドの独立が回復した後には、ポーランド国家領域では、三つの民事訴訟法、すなわち、ロシア民事訴訟法、ドイツ民事訴訟法、

オーストリー民事訴訟法が適用されていたのである。ポーランドの独立回復後、即座に開始されたポーランドの法典編纂作業によって、一九三〇年には最初のポーランド民事訴訟法が可決され、一九三三年一月一日に施行された。このポーランド民事訴訟法は、ドイツとオーストリーの民事訴訟法に依拠して形成されたものであるが、なお、ロシア法やフランス法から取り入れ、またポーランドで独自に創り出した一連の法規定も含まれている。

この一九三〇年のポーランド民事訴訟法は、第二次世界大戦の前にも、また第二次世界大戦後のポーランドにおける社会主義的社會秩序の導入後にも、数回改正されている。根本的な改正は、一九五〇年と一九五三年に行われた。この改正は、ポーランドの民事訴訟法を、社会主義的民事訴訟法の基本原則に従って構築し直したものであって、また裁判所構成法の改正に適合させたものであった。その結果、ポーランド民事訴訟法は、客観的(実体的)真実発見及び社会的所有権の保護という基本原則、並びに修正された弁論主義及び処分権主義に依拠することになった。また審級制度は、(第一審、控訴審、破棄審からなる)三審制から、(第一審と上告審からなる)二審制にとってかえられた。その後一九六五年一月一七日にポーランド議会は、新民事訴訟法典を可決した。<sup>2)</sup>この民事

訴訟法は一九六五年一月一日に施行された。そして、この民事訴訟法と同時に、民法、家族及び後見法、国際私法に関する新法も施行されたのである。

## 二 民事訴訟法の構造と体系

ポーランド民事訴訟法は、一一七九の条項からなっており、そしてそれは、最初の三四の条項を含む序章と、三つの編に分けられている。この編はまたさらに多くの章に分けられている。第一編（二五条〜七二九条）では判決手続に関する規定がおかれ、それは四つの章を含んでいる。第一編第一章（二五条〜五〇五条）では、これはもつとも分量のある章であるが、訴訟手続が規定されている。<sup>3)</sup>第一編第二章（五〇六条〜六九四条）では、非訟手続が規定され、第一編第三章（六九五条〜七一五条）では、仲裁手続が規定されている。そして第一編第四章（七一六条〜七二九条）では、文書の滅失と無効の場合の手続が規定されている。第二編（七三〇条〜一〇九五ノ一条）は、二つの章を含む。第二編第一章（七三〇条〜七五七条）では、保全手続が、そして、第二編第二章（七五八条〜一〇九五ノ一条）には、強制執行手続が規定されている。第三編（一〇九六条〜一一五三条）には、国際民事訴訟手続に関する規定がおかれている。この第三編は、序文規定（一〇九六条）と三つの章

から成り立っている。第三編第一章（一〇九七条〜一一一六条）では、国内裁判権、すなわちポーランド裁判権が規定されている。第三編第二章（一一一七条〜一一四四条）では、国際民事訴訟手続に関する若干の規定がおかれている。それに対して、第三編第三章（一一四五条〜一一五三条）では、外国裁判所の判決とそこで締結された和解に関する規定が設けられている。

本稿では、紙数の関係上、民事訴訟法典<sup>5)</sup>に含まれる最重要の諸規定すらも全て述べることはできない。それゆえ、筆者は、第一編第一章に規定される訴訟手続に限定して、ポーランドの民事訴訟法を概説するつもりである。それが、本稿の表題とも一致することになるであろう。なお、この関係で注目すべきは、民事訴訟法一三条によれば、訴訟手続に関する諸規定は、民事訴訟法に規定されている他の種類の手続に準用することができるということである。さらにそれ以外にも、これらの規定は民事訴訟法に規定されていない手続へも準用される。例えば、国家による経済仲裁裁定手続や上級行政裁判所での手続にはこの訴訟手続に関する規定が準用されている。以下においては、この訴訟手続を民事訴訟手続と称する。

民事訴訟手続は、統一的手続ではない。民事訴訟手続は、

通常手続と七つの特別手続及び調停手続に分けることができる。七つの特別手続というのは、四二五条から五〇五条までの特別編において規定されており、次の七つの手続をいう。すなわち、婚姻事件手続、親子関係事件手続、労働事件手続、社会保障事件手続、占有妨害事件手続、ドイツ法の手形訴訟・証書訴訟に相応する証書による支払命令手続及び督促手続の七つである。(一八四条から一八六条までの調停手続は、訴えの提起で開始することのできる手続であるが、実務上、利用されていない。しかし、調停手続以外では、民事訴訟法におけるこの調停の要素は特定の事件における和解締結の可能性や婚姻事件における調停手続において現れてくる。立法者は、(一〇条と二三三条で)裁判所と裁判長に、和解締結が認められるような(とりわけ、財産権上の争いが問題となる)事件においては、和解による紛争の解決に努めるよう勧めている。実務では、手続過程において当事者側の提案に基づき、また当事者側への裁判所の勧告の結果、和解が締結されている。和解が締結された場合には、手続は終了する。また和解は、強制執行における債務名義を形成する。婚姻事件においては(調停期日における)調停手続が原則的に義務づけられており、例外的な場合にだけ、裁判所は、調停手続の実施を見合わせるができる。

労働事件においては、労働者は、訴えの提起前に、調停委員会での調停手続の開始を要求できる。この手続は、労働法によって規定されている。調停委員会は、労働者が五〇名以上働いている労働企業体(Arbeitsbetrieb)において活動し、小さな事業体の労働者の争訟事件については、地区裁判所の特別組織単位を形成する労働裁判所で活動する調停委員会が管轄する。これらの争訟事件は、調停委員会において、和解の形で解決されている。和解が締結されない場合に、労働者は、裁判所に訴訟手続への移行を要求できるし、あるいは裁判所に訴えを提起することができる。しかし、一般に、ポーランド民事訴訟法における調停の要素は、日本固有の法制度を形成し、実務上重大な意義を有する民事調停法の調停に比べ、筆者の知る限り、著しくわずかなものである。

### 三 訴訟主体

#### 一 裁判所

民事訴訟法第一編第一章では、事物管轄と土地管轄が規定されている。管轄の問題は、裁判所構成と結びついている。ポーランドでは、裁判所組織は、三段階に構成されている。一番下の階層を形成するのは、地区裁判所で、次の階層を形成するのは、ヴォイヴォットシャフト(Woivodschaf)裁判

所(地方裁判所)である。そして、最上位の階層は最高裁判所によって形成されている。ヴォイヴォットシャフト裁判所の管轄区域に関しては、次のようになる。つまり、国家全域が、ヴォイヴォットシャフトと呼ばれる四九の行政単位に分けられており、原則的に、それぞれのヴォイヴォットシャフトに、一つのヴォイヴォットシャフト裁判所が設置されることになっている。しかし、現在では、四四のヴォイヴォットシャフト裁判所が設置されているにすぎない。その結果、ヴォイヴォットシャフト裁判所の中のいくつかは、複数のヴォイヴォットシャフトで生じた事件について裁判をすることになる。地区裁判所の管轄区域は、もっぱら司法の必要性という観点から決定されている。地区裁判所の管轄地区は、基礎段階の一つの行政単位、または通常いくつかの行政単位を包括している。この行政単位とは、地方自治体、都市及び大都市における地区をいう。現在、ポーランドにおいては、二七一の地区裁判所が機能している。ここでなお注意しなければならぬのは、公共経済団体間の紛争は、特別の機関たる経済仲裁裁定の管轄に属するということである。公共経済団体に該当する団体としては、公官庁、企業、銀行、協同組合、経済活動を行う社会団体並びに国家ないし共同組合が基本資本の少なくとも五〇%を所有する会社を挙げることがで

きる。公共経済団体間での紛争では、通常裁判所の管轄権は認められない。

争訟事件は、地区裁判所が第一審としてこれを取り扱う。ただし、ヴォイヴォットシャフト裁判所の管轄が留保されている事件は例外である。ヴォイヴォットシャフト裁判所の管轄となるのは次の三種類の争訟事件である。つまり、家族事件を除く非財産権に関する争訟事件、そして著作権並びに発明の特許または実用新案、意匠そして商標の登記から生じる権利の保護に関する争訟事件、及び当事者の一方が公共経済団体である限りでの訴額が五〇〇、〇〇〇ズロツティを越える財産権に関する争訟事件(一七条)の三つである。

第一審が地区裁判所の場合には、ヴォイヴォットシャフト裁判所が第二審として、ヴォイヴォットシャフト裁判所が第一審の場合には、最高裁判所が第二審として争訟事件を取り扱う。

ポーランドでは、土地管轄には三種類ある。すなわち普通裁判管轄、選択裁判管轄、専属裁判管轄の三つである。普通裁判管轄は、被告の住所ないし居所により決定される。訴訟主体が自然人でない場合の普通裁判管轄は、その(事務所)所在地によって決定される。国庫に対する訴えは、提起された請求権がその活動とかかわっている官庁の所在地の裁判所

に提起しなければならない。土地管轄は原則として、法律によつて決定される。しかしこれは、上級裁判所または最高裁判所の決定並びに当事者の合意によつても定めることが可能である。

ポランド民事訴訟法では、合議制と参審員の参加という原則が行われている。第一審では、裁判所は、事件を一人の裁判官と二人の参審員との合議で処理する。口頭弁論以外のみ、裁判長がすべての決定及び命令を発する。第二審裁判所は、口頭弁論でも非公開の法廷でも、三名の裁判官の合議で事件を処理する。最高裁判所は、七名の裁判官の合議でも、また、全部の部の全員の合議でも、あるいは二つの部の共同によつても事件を処理する。なお、ここで注意しなければならないのは、最高裁判所は、四つの部によつて構成されているということである。それは、民事及び行政部、労働及び社会保障部、刑事部そして軍事部の四つである。

裁判官ないし他の裁判所職員並びに検察官そして鑑定人は、法律によつて定められた要件に該当するときには、法律により除外される(四八条)。また、彼らは、その公平について疑いのあるときには、当事者からの申立てに基づき決定によつて忌避される(四九条、二二一条)。

## 二 訴訟関係人

訴訟関係人に属するのは、まず原告、被告の両当事者である。二当事者主義に従い、訴訟においては、二個の当事者が現れて来なければならない。しかし、一方当事者は一名とは限らず、多数当事者にもなりうる。多数当事者の場合には、いろいろな種類の共同訴訟が関係してくる。

訴訟当事者は当事者能力、訴訟能力及び訴訟遂行権を有する者でなければならない。

当事者及びその機関並びにその法定代理人は、裁判所では個人でも、代理人によつても行動することができる(八六条)。訴訟代理人となることのできる者は、法律によつて定められている。何よりもまず、訴訟代理人となりうるのは弁護士である。しかし、弁護士強制は存在しない。

公共経済団体の代理人は、通常、その団体の法律顧問がなる。

その他の訴訟関係人としては、補助参加人、検察官、非常利社会団体を挙げることができる。

## 四 手続

### 一 手続の開始

処分権主義によれば、手続は、訴えの提起によつてのみ開始することができ、職権によつて開始することはない。しか

し、ポーランドの民事訴訟法では、訴えは、利害関係人のみならず、檢察官並びに特定の社会団体によつてもまた提起することができる。例えば、檢察官は、離婚の訴えは例外とするが、すべての訴えを提起することができる。扶養請求権や労働関係にもとづく労働者の請求権に関する争訟事件においては、非営利社会団体が、市民のために訴えを提起することができる。このような団体のリストは、司法大臣がこれを確定する（八条及び六一条一項）。このリストには現在、二一三〇の団体が含まれている。この団体に属するものとしてはまず労働組合をあげることができる。さらには、年金生活者団体、身体障害者団体、聾啞者及び盲目者団体、その他の団体がこれに属している。

実務上、檢察官や社会団体によつて訴えが提起されることは比較的少ない。それに対して、檢察官や社会団体が、係属中の手続に、当事者とは関係ない独立関係人として介入する事例はかなり頻繁に生じている。檢察官や社会団体は介入権限も有するのである。

ポーランド民事訴訟法における檢察官や社会団体のこのような介入に関して詳細に述べたが、それは、このような介入が、いわば、ポーランド民事訴訟法にとり、また、そもそも社会主義的訴訟にとつても独特なものであるからである。

それどころか、このような介入は、ポーランド民事訴訟法の基本原則の一つであるという見解さえも表明されている。

訴えは、原則として、書面によつて提起されねばならない。訴状には、嚴格に規定された訴えの申立てと、申立てを理由づける事実が記載される。申立ての内容に従つて、訴えは、給付の訴え、確認の訴え、形成の訴えの三種類に分類することができる。

裁判所が本案において裁判するためには、裁判所へ訴える事件であること、当事者能力、訴訟能力、訴訟係属、既判力、ポーランドの裁判管轄権というような、訴訟要件を具備していなければならない。この要件を具備せず、またその欠缺が取り除かれない場合には、裁判所は訴えを却下する。裁判所の管轄違いの場合には、裁判所は事件を管轄裁判所に移送する。

## 二 本案の審理

手続の公開主義、口頭主義の原則に従つて、法廷は公開されている。本案の審理は口頭弁論で行われる（九条及び一四八条一項）。特定の訴訟事件のみが、非公開の法廷で、審理され、判決される。

口頭弁論の準備と指揮は、裁判長の職責である。弁論主義により、当事者は、その実体上及び訴訟上の申立て、並びに

抗弁を提出し、それを支持するために、事実を主張し、また証拠を提出する(二一〇条)。当事者は、事実状況について、真実に即して、なにも隠すことなく明らかにし、証拠を提出する義務がある(三三三條)。証明責任は、所与の事実から法的効果を引き出すとする当事者が負う(民法六條)。この一般的な証明責任規定と並んで、若干の特別の証明責任規定が存在する。法律上の推定もまた、(請求の)主張者からその否認者にこの責任を転嫁することで、証明責任を規定している。証明責任の問題は本質的また理論的に意義があるにもかかわらず、実務上は、限定的な意義しか有していない。争訟事件の判決のためには、当事者のいずれが、特定の事実を陳述し、特定の主張のために証拠を提出したかは意味を持たない。この場合、裁判所は当事者によって指摘されなかった証拠方法を認めることができる。つまり、裁判所は、必要な証拠方法を確定するために、相応する調査をも命じることができる(二二二二條)。学説や判例においては、裁判所は職権によって、証拠調べから知ることのできた事実や、当事者の提出しなかつた事実を、また考慮することができるとされている。

直接主義によれば、証拠調べは、原則として判決裁判所で口頭弁論期間に行われる(二二〇条三項及び二三三三條)。ポージランド民事訴訟法では、次の八つの証拠調べが規定されている

。即ち、書証、証人尋問、鑑定、検証、当事者尋問、血液検査、写真・録音及び通信装置、並びにその他の証拠調べである。訴訟で陳述された事実は、証拠調べという方法で確定されるだけではない。明白な事実や相手方が自白した事実については証明を必要としない(二二八條、二二九條、三三九條二項)。また、裁判所は、他に確定した事実から結論を引き出すことができる場合には、事実を確定したものとしてみなすことができる。この場合を、法律上は、状況証拠(Indiz)と呼ぶほうが正しいかもしれないが、事実上の推定(二二二二條)と称している。

裁判所は、収集した資料を、あらゆる角度から比較考量して、独自の確信に従って、証拠の信頼性及び価値を評価する。

### 三 判決

判決は、口頭弁論終結後、判決の言渡しによって行われる。裁判所は、判決によって請求を認容もしくは棄却する。判決の特別の種類として、一部判決、原因判決、補充判決そして欠席判決がある。欠席判決は、被告に対してのみ言い渡される。判決は、裁判官の非公開による審議の後、多数決に従って下される。前述した直接主義の意味においては、判決は、判決の言渡しに直接先行する口頭弁論に関与した裁判官によってのみ下される(二三三三條)。

処分権主義によれば、裁判所は、原告によって把握されていない対象に関する判決も、申立てを越える判決も言い渡すことはできない(三二二条一項)。しかし、この制限は、次の四種類の事件においては適用されない。すなわち、原告が公共経済団体である場合、扶養請求事件の場合、不法行為による損害賠償事件の場合(三二二条一項)、労働者の請求権に関する争訟事件(四七七ノ一条)の場合である。

法律によって規定されている事案においては、裁判所は、判決を即時に執行可能である旨を宣言しなければならぬし、または宣言することができる。

裁判所の訴訟判決は、決定として言い渡され、裁判長の訴訟判決は、命令として言い渡される。

法律は、手続を終了させる決定(例えば、訴え却下の決定、手続停止の決定)とその他の決定とを区別している。<sup>(6)</sup>

#### 四 上訴

ポーランド民事訴訟法では、(刑事訴訟法においても類似しているが)、上告と抗告の二種類の上訴がある。上告は、第一審の判決に対する上訴として認められているものである(三六七条)。欠席判決が言い渡された被告には、異議申し立ての方法だけが認められている。

上告は、主要な法的救済手段であり、また上告に関する規

定は、抗告にも、特別上告にも準用されるので、もう少し詳しく説明しよう。

上告理由としては、次のものがある。(1)裁判官の誤った解釈ないし不当な法適用による実体法違背、(2)手続の無効、(3)争訟事件の判決について必要なすべての事実状況が解明されていないこと、(4)事案において収集された事実資料の内容に関する裁判所の重要な確定が矛盾していること、(5)争訟の結果に影響を有しうる場合のその他の手続違背、(6)当事者が第一審において提出できなかった新たな事実及び証拠方法があること(三六八条)である。上告状は、上告理由及び判決の取消ないし変更の申立てを含むものでなければならぬ(三七〇条)。上告裁判所は、争訟事件について、これらの理由及び申立てによって特定された限度で判決を下す。しかし、上告裁判所は、すべての争訟事件において、上告理由の最初の三つについては職権で考慮する。

上訴を遂行する当事者が、公共経済団体である争訟事件、並びに、非財産権、扶養請求権、不法行為による損害賠償請求権、労働者の請求権に関する争訟事件では、上告裁判所は、申立ての限度にも、上告理由の限度にも拘束されない(三八一条)。

上告裁判所が上告を認容する場合には、上告裁判所は、不

服の申し立てられた判決を破棄し、争訟事件を新たな判決をするために第一審の裁判所に移送するか、または、訴えを却下し、または手続を停止する(三三八条)。上告裁判所は、なお、実体法違背が存在する場合にのみ、不服の申し立てられた判決を変更することができる(三九〇条)。

上告裁判所での抗告は、争訟事件において手続を終了させた第一審裁判所の決定に対して認められる。それ以外には、法律によって規定された決定、並びに裁判長の命令の多くに對して認められている(三九四条一項)。

##### 五 確定判決の取消し

法的確定力ある判決の取消しは、再審の訴え、並びに特別上告という方法によってこれをすることができる。再審の訴えは、争訟事件における手続を終了させる法的確定力ある判決に對して認められている(三九九条)。再審は、特定の無効理由、並びにいわゆる原状回復理由に基づき要求することができる。

特別上告は、すべての法的確定力ある判決に對して(つまり、判決にも決定に對しても)認められている。特別上告の権限が与えられているのは、最高裁判所長官、司法大臣、検事総長、労働事件の場合には労働及び社会政策大臣と全ポーランド労働組合連盟という若干の機関のみである。

最高裁判所長官は、特別上告を職権ですることができるのだが、その他の前述の機関は、この上告を職権でも、当事者の請願によつてもなすことができる。不服の申し立てられた判決が、明らかにポーランド人民共和国の法ないし利益に違背している場合には、特別上告をすることができる。特別上告は、法的確定力ある判決の理由づけがポーランド人民共和国の利益に違背している場合や、明らかに当事者の名譽を傷つけたたり、その権利を侵害している場合には、この理由づけの取消しにのみ制限されうる(四一七条及び四一八条)。この特別上告は最高裁判所になされる。特別上告は、他の社会主義的國家の民事訴訟法の相応する法律制度、例えばソビエト民事訴訟法における異議(Protest)、東ドイツ民事訴訟法の破棄(Kassation)に類似する。ここでは、最高裁判所によつて行使される合法性コントロールの特別形態が問題となる。このような法律制度の導入は、社会主義的裁判所法における二審制の導入と関係している。法的確定力ある判決が、法ないし社会的利益に明らかに違背している場合には、この判決の取消しを認める特別の手段を形成する必要性があるのである。

##### 五 むすび

ポーランド民事訴訟法は、施行以来、八回改正された。最

も新しい、しかもかなり広範囲に及ぶ改正は一九八五年に行われた。一九八六年には、ポーランド民法及び民事訴訟法の改正作業が企てられた。この作業は、ポーランドにおいて始まった経済改革と関連したものである。つまり、民法及び民事訴訟法も、経済改革のための有効な道具となりうるということに関係している。これまでに、この法の改正のための必要条件はほとんどまとめ上げられた。この改正は、通常裁判所の判例に基づき、国家による経済仲裁裁定を排除し、また公共経済団体を従属させようとするものである。同時に、この改正によれば、この団体に関し、民事訴訟法に存在する特別規定は、国庫についてのみ維持され、その他の公共経済団体、なかならず、公共企業と組合の争訟は、通常訴訟において取り扱われることになる。この改正はまた、訴訟を促進し、多くの特別規定を改正することをその目的としている。

以上、ポーランドの民事訴訟法について簡単な叙述を試みた。日本には、余り知られていないと思われるポーランド民事訴訟法の概要を理解して頂ければ幸いである。

昨年、中村教授は、ポーランドを訪問され、日本の民事訴訟法について講演をされた。この講演は、間もなく公刊されることになっているが、今回の私の講演も、比較法研究所の雑誌に掲載されると伺っている。これらのことが、日本の民

事訴訟法学とポーランドの民事訴訟法学との密接な交流のきっかけとなることを期待して、私の講演を終わる。

- (1) *Historia państwa i Prawa Polski, pod ogólną redakcją J. Bardacha (Geschichte des Staates und des Rechts Polens, hrsg. von J. Bardach), B. I - Od potowy XV wieku (十五世紀中頃<sup>※</sup>まで), Warszawa 1964, S. 146, 337, 536; B. II - Od potowy XV wieku do r. 1795 (十五世紀中頃から一七九五年<sup>※</sup>まで), Warszawa 1966, S. 380; B. III - Od rozbiorów do uwłaszczenia (分割時代から占領時代の終り<sup>※</sup>まで), Warszawa 1981, S. 153, 517, 645, 767; B. IV - Od uwłaszczenia do odrodzenia państwa (占領時代の終りから国家復興<sup>※</sup>まで), Warszawa 1982, S. 254, 453, 621.*

- (2) これらの法律及び『民事訴訟法典』の名称、その規定の文言及び専門用語は Christoph Royen の翻訳に従った (Christoph Royen; *Berichte des Osteuropa-Instituts an der Freien Universität Berlin, Reihe Wirtschaft und Recht, Heft 77, Rechtswissenschaftliches Folge, hrsg. von Prof. Dr. Walter Weder, Berlin 1967*).

- (3) この手続は、一八七七年の西ドイツ民事訴訟法の手続に相応するし、さらに日本の民事訴訟法及び民事訴訟法

規則に相応すると思われる。(この手続は、強制執行法及び非訟事件手続法の手続は含まない)。

- (4) この手続は、他国の法制度における非訟事件手続法の手続に相応する。ポーランド民事訴訟法には、一般非訟手続(五〇六条〜五二五条)及び次の六種類の特別の非訟事件手続(五二六条〜六九四条)にわたるの総則規定がおかれていることに注意すべきである。六種類の非訟事件には、①人格権法領域、②家族法、後見法及び法的監護法領域、③物権法領域、④相続法領域、⑤国営企業法領域、⑥裁判所での給付物供託に関する事件がある。多くの非訟事件領域に関する手続は、特別法にわたって規定されている。しかし、この手続には、民事訴訟法の規定の一般非訟手続にわたるの総則規定が準用される。

- (5) 民事訴訟法に含まれる問題全体にわたるの一般的かつ体系的叙述については、次の教科書を参照 (W. Broniewicz, *Postępowanie cywilne (Zivilverfahren)*, XII Aufl., Warszawa 1983; W. Bortowicz, *Postępowanie cywilne (Zivilverfahren)*, III Aufl., Warszawa 1984; W. Siedlecki, *Postępowanie cywilne (Zivilverfahren)*, III Aufl., Warszawa 1987; J. Jodtowski, Z. Resich, *Postępowanie cywilne (Zivilverfahren)*, II Aufl., Warszawa 1987)。

- (6) 第一番の手続に関するのは、System prawa proces-

owego cywilnego pod redakcją W. Bortowicz (System des Zivilprozessrechts, hrsg. von W. Bortowicz), B. I - Postępowanie rozpoznawcze przed sądem pierwszej instancji, pod red. Z. Resicha (Erkenntnisverfahren vor dem Gericht erster Instanz, hrsg. von Z. Resich), Warszawa 1987, 参照。

- (7) 上訴及び法的確定力ある判決の取消にわたる System prawa procesowego cywilnego pod redakcją W. Bortowicz (System des Zivilprozessrechts, hrsg. von W. Bortowicz), B. III - Zaskarżanie orzeczeń sadowych, pod red. W. Siedleckiego (Anfechtung der gerichtlichen Entscheidungen, hrsg. von W. Siedlecki), Warszawa 1986, 参照。

本稿は、ポーランド、ルツチ大学教授ブローニウィッチ氏 (Prof. Dr. Witold Broniewicz) が、一九八八年五月一〇日、比較法研究所において、ドイツ語で行った講演の原稿を全訳したものである。講演原題を、Überblick über den polnischen Zivilprozess.

翻訳担当 松村和徳

早稲田大学大学院法学研究科博士課程学生